

○宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）

（傍線部分は改定部分）

改正案

現行

（合格の公告及び合格証書の交付）  
 第十一条 都道府県知事は、その行つた試験に合格した者の受験番号を公告し、当該合格者に合格証書を交付しなければならない。

（合格の公告及び合格証書の交付）  
 第十一条 都道府県知事は、その行なつた試験に合格した者の氏名を公告し、当該合格者に合格証書を交付しなければならない。

2 (略)

2 (略)

（指定の申請等）

（指定の申請等）

第十三条の二 (略)

第十三条の二 (略)

2 (略)

2 (略)

3 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次のとおりとする。

3 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次のとおりとする。

指定試験機関	主たる事務所の所在地	指定をした日
名称 一般財団法人不動産適正取引推進機構	東京都港区虎ノ門三丁目八番二十一号	昭和六十二年五月十一日

指定試験機関	主たる事務所の所在地	指定をした日
名称 財団法人不動産適正取引推進機構 （昭和五十九年四月十二日に財団法人不動産適正取引推進機構という名称で設立された法人をいう。）	東京都港区虎ノ門三丁目八番二十一号	昭和六十二年五月十一日

別記

別記

様式第一号（第一条関係）

様式第一号（第一条関係）

備考

備考

(略)

(略)

2 第一面関係

①～⑥ (略)

⑦ (略)

01	(一社)マンション管理業協会	10	(一社)不動産協会
04	(公社)全国宅地建物取引業協会連合会の会員である各協会	11	(一社)不動産流通経営協会
05	(公社)全日本不動産協会	12	その他
09	(一社)日本ビルディング協会連合会の会員である各協会	13	(一社)全国住宅産業協会又はその会員である各協会

⑧ (略)

3～5 (略)

様式第十五号 (第二十五条関係)  
(略)  
別表(二)

比較貸借対照表

(略)				
資産の部				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 第一面関係

①～⑥ (略)

⑦ (略)

01	(社)高層住宅管理業協会	09	(社)日本ビルディング協会連合会の会員である各協会
02	(社)日本住宅建設産業協会	10	(社)不動産協会
03	(社)全国住宅建設産業協会連合会の会員である各協会	11	(社)不動産流通経営協会
04	(社)全国宅地建物取引業協会連合会の会員である各協会	12	その他
05	(社)全日本不動産協会		

⑧ (略)

3～5 (略)

様式第十五号 (第二十五条関係)  
(略)  
別表(二)

比較貸借対照表

(略)				
資産の部				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

II 固定資産									
1 有形固定資産									
(略)	土地	×××		×××					
	リース資産	×××		×××					
	減価償却累計額	△×××		△×××					
	建設仮勘定	×××		×××					
(略)	2 無形固定資産	(略)		(略)					
(略)	のれん	×××		×××					
	リース資産	×××		×××					
	その他	×××		×××					
(略)		(略)		(略)					
負債の部									
I 流動負債									
(略)	短期借入金	(略)		(略)		(略)		(略)	
	リース債務	×××		×××					
	未払金	×××		×××					
(略)	II 固定負債	(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)	長期借入金	(略)		(略)		(略)		(略)	
	リース債務	×××		×××					
	長期未払金	×××		×××					
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
純資産の部									
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	

II 固定資産									
1 有形固定資産									
(略)	土地	×××		×××					
	(新設)	(新設)		(新設)					
	(新設)	(新設)		(新設)					
	建設仮勘定	×××		×××					
(略)	2 無形固定資産	(略)		(略)					
(略)	のれん	(略)		(略)					
	(新設)	×××		×××					
	(新設)	(新設)		(新設)					
	その他	×××		×××					
(略)		(略)		(略)					
負債の部									
I 流動負債									
(略)	短期借入金	(略)		(略)		(略)		(略)	
	(新設)	×××		(新設)					
	未払金	×××		×××					
(略)	II 固定負債	(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)	長期借入金	(略)		(略)		(略)		(略)	
	(新設)	×××		(新設)					
	長期未払金	×××		×××					
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
純資産の部									
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	

(略)  
別表(へ)

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
(略)

	株 主 資 本	評価・換算差額等	新株 予約権	純資産 合計
	(略)	(略)	(略)	(略)
当期首残高	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1. (略)
2. その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することによって、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。  
3. 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することによって、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。

4. (略)

5. 当期首残高については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）

(略)  
別表(へ)

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
(略)

	株 主 資 本	評価・換算差額等	新株 予約権	純資産 合計
	(略)	(略)	(略)	(略)
前期末残高	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1. (略)
2. その他利益剰余金については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することによって、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。  
3. 評価・換算差額等については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することによって、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。

4. (略)

(新設)

第2条第3項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）又は同項第64号に規定する誤謬の訂正（以下単に「誤謬の訂正」という。）をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。

6. ～12. (略)

13. 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算すること。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法又はその他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法、繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法等がある。

別表(ト)

注 記 表

(略)

注

1 (略)

2 (略)

3 会計方針の変更

4 表示方法の変更

5. ～11. (略)

12. 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算すること。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法又はその他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法、繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法等がある。

別表(ト)

注 記 表

(略)

注

1 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

	5	会計上の見積りの変更			
	6	誤謬 <small>アヤマリ</small> の訂正			
	7	貸借対照表関係			
		(1)～(3) (略)			
		(4) 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目を <u>もって表示した場合にあつては</u> 、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨			
		(5) 保証債務、 <u>手形遡求債務</u> 、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額			
		(6)～(8) (略)			
	8	(略)			
	9	株主資本等変動計算書関係			
		(1)・(2) (略)			
		(3) 事業年度中に行つた剰余金の配当			
		① (略)			
		② 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額			
		(4)・(5) (略)			
	10・11	(略)			
	12	金融商品関係			
		(1) 金融商品の状況			
		(2) 金融商品の時価等			
	13	賃貸等不動産関係			
		(1) 賃貸等不動産の状況			
		(2) 賃貸等不動産の時価			
	14	関係当事者との取引			
		(1) 取引の内容			

		(新設)			
		(新設)			
	3	貸借対照表関係			
		(1)～(3) (略)			
		(4) 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目を <u>もって表示した場合にあつては</u> 、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨			
		(5) 保証債務、 <u>手形遡求債務</u> 、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額			
		(6)～(8) (略)			
	4	(略)			
	5	株主資本等変動計算書関係			
		(1)・(2) (略)			
		(3) 事業年度中に行つた剰余金の配当			
		① (略)			
		② 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額			
		(4)・(5) (略)			
	6・7	(略)			
		(新設)			
		(新設)			
	8	関係当事者との取引			
		(1) 取引の内容			

種類	会社等の名	議決権の所有	関係内容	科目	期末残高
----	-------	--------	------	----	------

属性	会社等の名称	議決権の所有	関係内容	科目	期末残高
----	--------	--------	------	----	------

称又は氏名	(被所有)	割合					(千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)	割合	関係内容	取引の内容	取引の金額	科目	期末残高(千円)

(2)・(3) (略)  
15～18 (略)

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株式会社			
	会計監査人設置会社	会計監査人なし		持分会社
1・2 (略)	(略)	公開会社	株式会社譲渡制限会社	(略)
3 会計方針の変更	〇	〇	〇	〇

又は氏名	(被所有)	割合					(千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)	割合	関係内容	取引の内容	取引の金額	科目	期末残高(千円)

(2)・(3) (略)  
9～12 (略)

記載要領

1 記載を要する注記は、以下の通りとする。

	株式会社			
	会計監査人設置会社	会計監査人なし		持分会社
1・2 (略)	(略)	公開会社	株式会社譲渡制限会社	(略)
(新設)				(略)

4	表示方法の変更	○	○	○
5	会計上の見積りの変更	○	×	×
6	誤謬 <sup>(訂正)</sup> の訂正	○	○	○
7～11	(略)	(略)	(略)	(略)
12	金融商品関係	○	○	×
13	賃貸等不動産関係	○	○	×
14～18	(略)	(略)	(略)	(略)

【凡例】○…記載要、×…記載不要

2・3 (略)

4 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載すること。

注1 事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画並びに当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載すること。

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

3～7	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)				
8～12	(略)	(略)	(略)	(略)

【凡例】○…記載要、×…記載不要

2・3 (略)

4 注に掲げる事項の記載にあたっては、以下の要領に従って記載すること。

注1 事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画並びに当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載すること。

注2 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理



注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社にあつては、⑤ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 適及適用をした場合 (④又は⑤に該当する場合を除く。)

には、次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する前事業年度における影響額

ロ 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

④ 当事業年度の期首における適及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する当事業年度における影響額

ロ 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

ハ 前事業年度の期首における適及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

⑤ 当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について適及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項 (当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なとき

由及び当該変更が貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に与えている影響の内容を、表示方法を変更したときは、その内容を追加して記載すること。重要性の乏しい変更は、記載を要しない。

(新設)

は、ロに掲げる事項を除く。) )

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ 当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について適用及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ 当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由
- ③ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に係る前事業年度における金額
- ④ 前事業年度における表示方法の変更が実務上不可能な場合には、その理由

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
- ③ 当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 誤謬の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤謬の内容
- ② 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記

表の主な項目に対する前事業年度における影響額

③ 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

注7

- (1) (略)
- (5) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く。）の種類別に総額を記載すること。
- (6) (略)
- (7) 総額を記載するものとし、取締役、執行役又は監査役別の金額は記載することを要しない。
- (8) (略)

注8～10 (略)

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載すること。

(略)

注12 重要性の乏しいものは、記載を要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載すること。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

注3

- (1) (略)
- (2) 保証債務、手形遡及債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く。）の種類別に総額を記載すること。
- (3) (略)
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、執行役及び監査役別の金額は記載することを要しない。
- (5) (略)

注4～6 (略)

注7 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載すること。

(略)

(新設)

(新設)

注8 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載すること。重要性の乏しい取引については記載を要しない。

(削除)

①～③ (略)

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載すること。

注15 株式会社が当事業年度又は当事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、前事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載すること。

注17 (略)

注18 注1から注17に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

別表(レ)

保証基金源資産預託明細表

保証基金預託者の氏名又は名称	当期首残高	当期払もどし額	当期末残高	摘要
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

様式第十六号の四(第二十五条の九関係)

(略)

別表(二)

比較貸借対照表

(略)					
資産の部					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
Ⅱ固定資産					

(1) 関連当事者との取引のうち以下の取引は記載を要しない。

①～③ (略)

(新設)

注11 (略)

注12 注1から注11に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

別表(レ)

保証基金源資産預託明細表

保証基金預託者の氏名又は名称	前期末残高	当期払もどし額	当期末残高	摘要
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

様式第十六号の四(第二十五条の九関係)

(略)

別表(二)

比較貸借対照表

(略)					
資産の部					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
Ⅱ固定資産					

1有形固定資産 (略)	土地 リース資産 減価償却累 計額 建設仮勘定 (略)	×××× ×××× △×××× ×××× (略)		×××× ×××× △×××× ×××× (略)				
2無形固定資産 (略)	のれん リース資産 その他 (略)	×××× ×××× ×××× (略)		×××× ×××× ×××× (略)				
負債の部								
I流動負債 (略)	短期借入金 リース債務 未払金 (略)	(略) ×××× ×××× ×××× (略)	(略)	(略)	×××× ×××× ×××× (略)	(略)	(略)	(略)
II固定負債 (略)	長期借入金 リース債務 長期未払金 (略)	(略) ×××× ×××× ×××× (略)	(略)	(略)	×××× ×××× ×××× (略)	(略)	(略)	(略)
純資産の部								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

1有形固定資産 (略)	土地 (新設) (新設) (新設) 建設仮勘定 (略)	×××× (新設) (新設) (新設) ×××× (略)		×××× (新設) (新設) (新設) ×××× (略)				
2無形固定資産 (略)	のれん (新設) その他 (略)	×××× (新設) ×××× (略)		×××× (新設) ×××× (略)				
負債の部								
I流動負債 (略)	短期借入金 (新設) 未払金 (略)	(略) ×××× (新設) ×××× (略)	(略)	(略)	×××× (新設) ×××× (略)	(略)	(略)	(略)
II固定負債 (略)	長期借入金 (新設) 長期未払金 (略)	(略) ×××× (新設) ×××× (略)	(略)	(略)	×××× (新設) ×××× (略)	(略)	(略)	(略)
純資産の部								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表(へ)

株主資本等変動計算書  
(略)

	株主資本	評価・換算差額等	新株 予約権	純資産 合計
	(略)	(略)	(略)	(略)
当期首残高	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1. (略)
2. その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額 (変動事由ごとの金額) 及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。
3. 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額 (当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。) 及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。
4. (略)
5. 当期首残高については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号) 第2条第3項第59号に規定する溯及適用 (以下単に「溯及適用」)と

別表(へ)

株主資本等変動計算書  
(略)

	株主資本	評価・換算差額等	新株 予約権	純資産 合計
	(略)	(略)	(略)	(略)
前期末残高	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1. (略)
2. その他利益剰余金については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額 (変動事由ごとの金額) 及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。
3. 評価・換算差額等については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額 (当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。) 及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。
4. (略) (新設)

いう。)又は同項第64号に規定する誤謬<sup>074b3</sup>の訂正(以下単に「誤謬<sup>074b3</sup>の訂正」という。)をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。

6. ～12. (略)

13. 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算すること。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却増益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却増益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法又はその他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法、繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法等がある。

別表(ト)

注 記 表

(略)

注

1 (略)

2 (略)

3 会計方針の変更

4 表示方法の変更

5. ～11. (略)

12. 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算すること。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却増益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却増益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法又はその他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法、繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法等がある。

別表(ト)

注 記 表

(略)

注

1 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

	5	会計上の見積りの変更			
	6	誤謬の訂正			
	7	貸借対照表関係			
		(1)～(3) (略)			
		(4) 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目を <u>もって</u> 表示した場合には、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨			
		(5) 保証債務、 <u>手形遡求債務</u> 、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額			
		(6)～(8) (略)			
	8	(略)			
	9	株主資本等変動計算書関係			
		(1)・(2) (略)			
		(3) 事業年度中に行つた剰余金の配当			
		① (略)			
		② 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合には <u>あつては</u> 、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額			
		(4)・(5) (略)			
	10・11	(略)			
	12	金融商品関係			
		(1) 金融商品の状況			
		(2) 金融商品の時価等			
	13	賃貸等不動産関係			
		(1) 賃貸等不動産の状況			
		(2) 賃貸等不動産の時価			
	14	関係当事者との取引			
		(1) 取引の内容			

		(新設)			
		(新設)			
	3	貸借対照表関係			
		(1)～(3) (略)			
		(4) 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目を <u>もって</u> 表示した場合には、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨			
		(5) 保証債務、 <u>手形遡及債務</u> 、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額			
		(6)～(8) (略)			
	4	(略)			
	5	株主資本等変動計算書関係			
		(1)・(2) (略)			
		(3) 事業年度中に行つた剰余金の配当			
		① (略)			
		② 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合には <u>あつては</u> 、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額			
		(4)・(5) (略)			
	6・7	(略)			
		(新設)			
		(新設)			
	8	関係当事者との取引			
		(1) 取引の内容			

種類	会社等の名	議決権の所有	関係内容	科目	期末残高
----	-------	--------	------	----	------

属性	会社等の名称	議決権の所有	関係内容	科目	期末残高
----	--------	--------	------	----	------



称又は氏名	(被所有)	割合					(千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引の金額	科目	期末残高(千円)

(2)・(3) (略)  
15～18 (略)

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

1・2 (略)	株式会社		1 (略)	3 会計方針の変更
	会計監査人設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡制限会社	

又は氏名	(被所有)	割合					(千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引の金額	科目	期末残高(千円)

(2)・(3) (略)  
9～12 (略)

記載要領

1 記載を要する注記は、以下の通りとする。

1・2 (略)	株式会社		持分会社
	会計監査人設置会社	会計監査人なし	
		公開会社	株式譲渡制限会社

4	表示方法の変更	○	○	○
5	会計上の見積りの変更	○	×	×
6	誤謬 <sup>(訂正)</sup> の訂正	○	○	○
7～11	(略)	(略)	(略)	(略)
12	金融商品関係	○	○	×
13	賃貸等不動産関係	○	○	×
14～18	(略)	(略)	(略)	(略)

【凡例】○…記載要、×…記載不要

2・3 (略)

4 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載すること。

注1 事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画並びに当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載すること。

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

3～7	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)				
8～12	(略)	(略)	(略)	(略)

【凡例】○…記載要、×…記載不要

2・3 (略)

4 注に掲げる事項の記載にあたっては、以下の要領に従って記載すること。

注1 事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画並びに当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載すること。

注2 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理

注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社にあつては、⑤ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 適及適用をした場合（④又は⑤に該当する場合を除く。）

には、次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する前事業年度における影響額

ロ 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

④ 当事業年度の期首における適及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する当事業年度における影響額

ロ 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

ハ 前事業年度の期首における適及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

⑤ 当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について適及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なとき

由及び当該変更が貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に与えている影響の内容を、表示方法を変更したときは、その内容を追加して記載すること。重要性の乏しい変更は、記載を要しない。

(新設)

は、ロに掲げる事項を除く。) )

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ 当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について適用及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ 当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由
- ③ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に係る前事業年度における金額
- ④ 前事業年度における表示方法の変更が実務上不可能な場合には、その理由

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
- ③ 当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 誤謬の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤謬の内容
- ② 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記

表の主な項目に対する前事業年度における影響額

③ 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

注7

- (1) (略)
- (5) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く。）の種類別に総額を記載すること。
- (6) (略)
- (7) 総額を記載するものとし、取締役、執行役又は監査役別の金額は記載することを要しない。
- (8) (略)

注8～10 (略)

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載すること。

(略)

注12 重要性の乏しいものは、記載を要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載すること。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

注3

- (1) (略)
- (2) 保証債務、手形遡及債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く。）の種類別に総額を記載すること。
- (3) (略)
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、執行役及び監査役別の金額は記載することを要しない。
- (5) (略)

注4～6 (略)

注7 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載すること。

(略)

(新設)

(新設)

注8 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載すること。重要性の乏しい取引については記載を要しない。

<p>(削除)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載すること。</p> <p>注15 株式会社が当事業年度又は当事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、前事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載すること。</p> <p>注17 (略)</p> <p>注18 注1から注17に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。</p>	<p>(1) 関連当事者との取引のうち以下の取引は記載を要しない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>注11 (略)</p> <p>注12 注1から注11に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。</p>
--	--